

地域雇用開発奨励金創業追加助成申請事業主申立書

法人又は屋号名		登記又は開業日	平成 年 月 日
出資者等の状況[発行済株式総数 口]			
認定申請日現在における雇入れ状況 雇入れ日: 月 日( 人)・ 月 日( 人)・ 月 日( 人) 雇入れ労働者の内訳:合計 人(うち雇用保険の一般被保険者である労働者 人)			
申し立て事項		回答欄	労働局記載欄
事業の実施に必要な許認可等を受けていることをはじめとして、法令を遵守し、適切に運営するか		はい・いいえ	
法人等の事業主が行う事業が、資本、資金、人事、取引等の状況からみて、親会社、子会社又は関連会社とほぼ同等の関係にある事業主が行う事業と、事業内容に関し同一性が認められる事業を行っているか		いいえ・はい	
法人等の代表者が、法人等設立日から過去3年以内に個人事業主若しくは法人の代表者であった者(生計を一にする親族を含む。)であるか		いいえ・はい	
法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数が、事業内容に関し同一性が認められる事業を行う他の事業主の役員である、又は役員であった者でないか		いいえ・はい	
次のいずれかに該当し営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人等である事業主であるか ア 屋号が同一である イ 取引先(顧客を含む。)が引き継がれている ウ 商品・メニュー等が同一である エ 労働者が引き継がれている		いいえ・はい	
法人の代表者が専ら当該法人等の業務(当該法人等が個人である場合にあっては、当該個人の開始した事業に係る業務をいう。)に従事しているか ※ 計画認定を受けた後支給申請日の時点で当該法人等の業務以外に従事(就労関係・役員・理事等(名義貸しを含む。))している場合は、助成金の支給を受けることができません。 →「いいえ」の場合は従事している業務及び辞任又は離職等の予定を記入して下さい。 〔 〕		はい・いいえ	
助成金の支給決定等に必要労働関係帳簿類(出勤簿、タイムカード、船員法第67条に定める記録簿等、賃金台帳又労働者名簿等)及び会計関係帳簿類(総勘定元帳、現金出納簿、小切手帳、法人等の預金通帳等)を備えているか		はい・いいえ	
管轄労働局が事業所に立ち入って行う実地調査に協力するか ※ 管轄労働局が事業所に立ち入って行う実地調査において、その存在が確認できない不動産又は動産に係る経費は、助成対象経費となりません。		はい・いいえ	

※ 申し立て事項の各項目については、必ずどちらかを○で囲んで下さい。

※ 各項目について支給要件を満たしていない場合・偽りの申告をしていることが後から発覚した場合には、計画認定通知書があったとしても助成金の支給をすることができません。

上記内容に相違ありません。

住所

申請事業主

印